

一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成5年川崎市規則第26号。以下「規則」という。）に基づき、事業系一般廃棄物（焼却対象物）、又は一時的に多量に排出される家庭系廃棄物（以下「一時多量ごみ」という。）の施設搬入に関する必要な事項を定め、市長の指定する廃棄物処理施設（以下「指定処理施設」という。）において、事業系一般廃棄物及び一時多量ごみを適正に処理することを目的とする。

なお、り災ごみの施設搬入等に関する取扱については「り災ごみの処理に関する取扱要領」によるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による他、次の各号に定めるところによる。

(1) 施設搬入 事業系一般廃棄物又は一時多量ごみを指定処理施設に搬入することをいう。

ア 定期搬入 一般廃棄物排出事業者（以下「排出事業者」という。）のうち、定期的又は継続的に施設搬入する事業者（以下「自己搬入事業者」という。）で市長がこれを認めたもの、及び市長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者（以下「収集運搬業者」という。）が事業系一般廃棄物を施設搬入することをいう。

(ア) 排出事業者

a 自己搬入事業者（大口） 事業系一般廃棄物の排出量が1日平均30kgを超える又は1回の搬入量が200kgを超える排出事業者をいう。

b 自己搬入事業者（小口） 事業系一般廃棄物の排出量が1日平均30kg以下で、かつ1回の搬入量が30kg以上200kg以下の排出事業者をいう。

(イ) 収集運搬業者

イ 臨時搬入 事業系一般廃棄物の施設搬入のうち、定期搬入に該当しない場合で、市長がこれを認めたものをいう。

ウ 一時多量ごみ搬入 施設搬入のうち、一時多量ごみを許可の範囲とする一般廃棄物収集運搬業者が、一時多量ごみを搬入することをいう。

(2) 搬入車両 一般廃棄物を指定処理施設に搬入する際に使用する車両をいう。

(搬入の手段等)

第3条 一般廃棄物の指定処理施設への搬入方法は車両（二輪車を除く。）のみによるものとし、第13条に定める搬入車両の基準及び搬入要員等を満たすものとする。

(施設搬入することができる者の範囲)

第4条 施設搬入をすることができる者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者
- (2) 排出事業者

(施設搬入の申請)

第5条 施設搬入の申請は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物の搬入に係る収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）の申請は、規則第9条の規定によるものとし、申請書の提出先は環境局施設部処理計画課とする。
- (2) 自己搬入事業者（小口）の申請は、規則第9条の規定を準用するものとし、「事業系一般廃棄物施設搬入申請書（小口）」（第1号様式）を、搬入を希望する指定処理施設に提出するものとする。
- (3) 臨時搬入の申請は、規則第9条第2項の規定によるものとし、申請書の提出先は別表4に規定する指定処理施設とする。
- (4) 一時多量ごみの申請は、規則第9条第1項の規定によるものとし、申請書の提出先は別表5に規定する指定処理施設とする。

(施設搬入の承認)

第6条 施設搬入の承認は、次のとおりとする。

- (1) 定期搬入は、次の要件を満たす場合に限り承認するものとし、その期間は2年以内とする。ただし、承認期間の始期から起算して過去2年以内に第18条第1項第3号の規定による警告書の発行を受けた事業者の承認期間については、2年間にわたり年度をまたがない1年以内とすることができるものとする。
 - ア 申請しようとする廃棄物が、規則第12条に規定する受入基準を満たしていること。
 - イ 申請しようとする搬入車両の所有権又は使用権限がその申請者にあること。
なお、使用賃借等による車両にあつては、借受名義が自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」及び申請者名義と同一であること。
 - ウ 事業系一般廃棄物搬入申請書（規則第3号様式）に記載された搬入量に対し、使用する車両の台数が相当であること。
- (2) 臨時搬入は、前号アの要件を満たす排出事業者に限り承認するものとする。
- (3) 一時多量ごみは、次の要件を満たす場合に限り承認するものとする。
 - ア 一時多量ごみを許可の範囲とする一般廃棄物収集運搬業許可業者であること。
 - イ 排出者から、事前に生活環境事業所へ、一時多量ごみ申込書（第3号様式）の提出があること。
 - ウ 施設搬入時に、「一時多量ごみの搬入について（チェックリスト）（第5号様式）」の提出があること。

(施設搬入に係る変更申請等)

第7条 施設搬入に係る変更申請は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物の搬入に係る収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）の変更申請は、規則第11条の規定によるものとし、申請書の提出先は環境局施設部処理計画課とする。
- (2) 自己搬入事業者（小口）の変更申請は、規則第11条の規定を準用するものとし、「事業系一般廃棄物施設搬入変更申請書（小口）」（第2号様式）を指定処理施設に提出するものとする。

2 施設搬入の承認を受けた事業系一般廃棄物の搬入に係る収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）が、規則第11条第1項各号の事項以外の変更が生じた場合は、規則第11条の2の規定によるものとし、届書の提出先は環境局施設部処理計画課とする。

(施設搬入に係わる変更申請の承認)

第8条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる変更申請の承認は、第6条第1号の規定を準用するものとする。

(定期搬入における施設搬入の更新申請等)

第9条 定期搬入における施設搬入の更新申請及び承認は次のとおりとする。

- (1) 施設搬入の更新申請は第5条の規定を準用するものとし、更新を希望する排出事業者及び収集運搬業者は、市が指定する日までに申請しなければならない。
- (2) 前号の申請の承認は、第6条第1項第1号を準用するものとする。
- (3) 更新された搬入承認証等は、3月末までに、搬入承認された指定処理施設で交付する。更新された搬入承認証等の交付を受けた者は、旧搬入承認証等を、4月以降速やかに指定処理施設に返却しなければならない。なお、前年度使用していた搬入車両のICカードは継続して使用するものとする。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第10条 規則第12条第2号に規定する指定処理施設において処理できる事業系一般廃棄物の性状及び形状は、別表1のとおりとする。

2 規則第12条第3号に規定する指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 有害性物質を含まないもの
- (2) 危険性のないもの
- (3) 爆発性のないもの
- (4) 著しく悪臭を発しないもの
- (5) 焼却可能なもの
- (6) 不完全燃焼を起こすおそれがないもの
- (7) 公害の発生するおそれのないもの
- (8) その他

3 規則第12条第6号に規定する市長の指示する事項は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号の基準を遵守した収集運搬であること。

(一時多量ごみの受入基準)

第11条 規則第12条に規定する指定処理施設において処理できる一時多量ごみは次のとおりとする。

- (1) 市民から運搬を委任された家庭ごみであること。
- (2) 有害性のあるもの、引火性のあるもの、危険性のあるものは混入しないこと。
- (3) 市の分別品目に従って分別していること。
- (4) 粗大ごみ及び小物金属について、次の品目をそれぞれ分別していること。
 - ・電気コード（製品に接続するものは切断している。）
 - ・乾電池・二次電池（製品に付属するものは外している。）
 - ・電球等（製品に付属するものは外している。）
 - ・針金ハンガー
 - ・ライター
 - ・ハサミ、包丁、のこぎり等の刃物
 - ・カセットボンベ・石油タンク等（製品に付属するものは外している。）
 - ・ガラス類（製品に付属するものは外している。）
 - ・鉄アレイ・ダンベル等
 - ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の対象物で、本市の指示するもの
- (5) 容器、引き出し等は全て空になっていること。
- (6) 一時多量ごみと事業系一般廃棄物は混載しないこと。

(指定処理施設及び搬入日時等)

第12条 事業系一般廃棄物の搬入に係る収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）の指定処理施設及び搬入日時等は、別表2のとおりとする。

- 2 自己搬入事業者（小口）の指定処理施設及び搬入日時等は、別表3のとおりとする。
- 3 臨時搬入する場合の指定処理施設及び搬入日時等は、別表4のとおりとする。
- 4 一時多量ごみを搬入する場合の指定処理施設及び搬入日時等は、別表5のとおりとする。

(搬入車両の基準及び搬入要員等)

第13条 搬入車両の基準及び搬入要員等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 搬入車両は、車両の構造規格等により搬入に支障がある場合もあるので、搬入を希望する事業者は、施設搬入申請を行う前に搬入に適合する車両か否かを各指定処理施設で確認すること。
- (2) コンテナには、指定処理施設の搬入受入業務に携わる職員が見やすい位置にコンテナ番号を明記すること。

(3) 事業系一般廃棄物の搬入に係る収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）で次の場合は、搬入車両の搬入要員等を2人以上とする。

ア 自動排出機能を有していない車両

イ 自動排出機能を有している車両であっても、ごみピットの車止めに車体後部が接触する車両

(4) 一時多量ごみの収集運搬に係る搬入車両の基準及び搬入要員等は、次に定めるところによる。

ア 搬入車両は、一般廃棄物収集運搬業許可の登録車両のみによるものとする。

イ 普通ごみのみを積載している車両において、次の場合は搬入要員等を2人以上とする。

(ア) 自動排出機能を有していない車両

(イ) 自動排出機能を有している車両であっても、ごみピットの車止めに車体後部が接触する車両

ウ 普通ごみと他品目のごみを混載し又は普通ごみ以外を積載している車両は、次の要件を満たすものとする。

(ア) ダンプアップが可能であること。

(イ) 車両寸法が全長6.5m以内、全幅2.2m以内、全高2.7m以内であること。

エ 普通ごみと他品目のごみを混載し又は普通ごみ以外を積載している車両の搬入要員等は2人以上とする。

(5) 自己搬入事業者（小口）及び臨時搬入の場合は、各指定処理施設と事前に協議すること。

(6) その他、各指定処理施設が定める基準を遵守すること。

(一般廃棄物の計量方法)

第14条 一般廃棄物の計量方法は、搬入前と搬入後の車両重量を計量し、その差で一般廃棄物の重量を算定する2度計量とする。ただし、搬入後に計量せずに退場した場合など、廃棄物の重量が不明な場合は、事前に登録してある車両重量を使用し、一般廃棄物の重量を算定するものとする。

2 前項の事前に登録する車両重量（以下「風袋」という。）は、原則として自動車検査証により算定するものとする。ただし、これにより難いと市長が認める場合は、搬入を希望する指定処理施設で搬入車両を空車状態（無人）で計量し、その風袋により算定するものとする。

(施設搬入の承認を受けた事業者の遵守事項)

第15条 指定処理施設内等における事業者の遵守事項は次のとおりとする。

(1) 施設搬入する際は搬入証を必ず携帯し、市職員の請求に応じ提示しなければならない。

(2) 一時多量ごみを搬入する際は、搬入車両に一時多量ごみの搬入中であることを

表示する。

- (3) 施設搬入にあたっては、ピット転落、車両事故、労働災害及び施設損壊等を防止するため、指定処理施設ごとに定める安全基準を遵守すること。
- (4) 事故等が発生した場合で、その原因が搬入事業者にある場合は、当該事業者の責任で速やかに対処すること。
- (5) 施設搬入にあたって搬入事業者が施設を汚損又は損傷した場合は、当該事業者の責任で速やかに復旧すること。
- (6) その他関係法規等を遵守すること。

(指定処理施設における廃棄物の受入中止等)

第16条 市は、指定処理施設の定期点検整備等を実施する場合には、搬入施設の変更又は廃棄物の受入を中止することができる。

2 指定処理施設の設備の故障等により、廃棄物の受入ができなくなった場合は、市は、事前の予告なく指定処理施設への廃棄物の受入を中止することができる。この場合、当該指定処理施設は、その内容を施設搬入事業者に周知しなければならない。

3 荒天における対応は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県東部に気象庁から「気象注意報」又は「気象警報」が発表されるなど、荒天等で廃棄物の受入に支障が生じるおそれがあると判断したときは、市は事前の予告なく、指定処理施設への受入を中止することができる。
- (2) 特に、土曜日及び日曜日等において「気象注意報」又は「気象警報」が発表された場合は、施設搬入しようとする者は必ず搬入受入の可否を確認すること。

(内容審査)

第17条 規則第12条の2の規定に基づき、市は施設搬入される廃棄物について、適宜その内容を審査することができるものとし、廃棄物を指定処理施設に搬入しようとする者は、その内容審査に協力しなければならない。

(受入拒否)

第18条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、条例第27条の規定に基づき、廃棄物の受入を拒否することができる。

- (1) 事業者が前条に規定する内容審査に協力しないとき。
- (2) 事業者が規則第12条に規定する受入基準に従わないとき。
- (3) 施設搬入しようとする事業系一般廃棄物多量排出事業者が廃棄物管理票を提出しないとき。
- (4) 事業系一般廃棄物多量排出事業者から廃棄物の収集運搬業務を受託した収集運搬業者が廃棄物管理票を提出しないとき。
- (5) 事業者が第10条、第11条、第12条、第13条、第15条に規定する基準に従わないとき。

(改善指導等)

第19条 市は前条の規定に該当した事業者に対し、次により改善指導等を行うこと

ができる。

- (1) 指定処理施設の長は、施設搬入した廃棄物の中に受入基準に適合しない廃棄物が混在していた場合等、前条第1項に掲げる受入拒否の事項に該当したときは、当該事業者に対し廃棄物の処理等に関する改善指導を行うとともに、当該廃棄物を持ち帰らせることができる。
- (2) 指定処理施設の長は、前号の改善指導の内容又は改善指導された回数等に応じ、当該事業者に対し注意書を発行するものとする。注意書の発行基準は別表6のとおりとする。
- (3) 環境局長は、注意書の発行を受けた事業者が1年以内に再度注意書発行基準にあたる改善指導を受けた場合、他の市町村で排出された廃棄物を搬入した場合又は内容審査を拒否した場合は、当該事業者に対し、警告書により警告するとともに、業務の改善を指示し、指定された日までに文書により改善策（以下「改善計画書」という。）を提出させるものとする。
- (4) 前各号の改善指導等に係わる要因が、収集運搬業者に委託した排出事業者にあると市長が認めるときは、市長は委託した排出事業者に対し、その改善に関わる指導を行うことができる。
- (5) 市長は、第3号に規定する改善計画書の提出を求めた時から、改善計画書が提出され、その実効性を確認するまでの間、当該事業者に対しICカードを返却させ、自動計量による搬入を保留することができる。
- (6) 前号の理由により自動計量を保留された事業者は、搬入ごとに指定処理施設の内容審査を受けなければならない。市長は必要に応じ、内容審査に代表者・役員又はこれらに準ずる者の立ち会いを求めることができる。

（受入停止の処分基準）

第20条 市長は、事業者が前条の改善指導等に従わない場合は、条例第27条の規定に基づき、施設搬入の受入を継続的に拒否するため、期間を定めて受入を停止することができる。

- (1) 30日間の受入停止 別表6の受入停止要件に該当したときは、30日間の受入停止を命ずることができるものとする。
- (2) 60日間の受入停止 30日間の受入停止処分期間終了後に、再度別表6の受入停止要件に該当したときは、60日間の受入停止を命ずることができるものとする。
- (3) 90日間の受入停止 60日間の受入停止処分期間終了後に、再度別表6の受入停止要件に該当したときは、90日間の受入停止を命ずることができるものとする。なお、90日間の受入停止処分期間終了後に、再度別表6の受入停止要件に該当したときは、90日間の受入停止を命ずることができるものとする。

2 前項については、警告書発行後1年が経過した場合において、受入停止処分期間中もしくは処分の手続き中であつた場合は、受入停止処分期間が終了するまでは、

処分の効力は継続するものとする。

(受入停止の手続き)

第21条 受入停止の手続きは、次により行うものとする。

(1) 違反行為の事実の把握は、次により行うものとする。

ア 処理センターにおける内容審査

イ その他必要と認めること。

(2) 前条の受入停止を行おうとするときは弁明の機会の付与を行うこととする。

ア 弁明の機会の付与の手続については、川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）及び川崎市聴聞等に関する規則（平成6年川崎市規則第46号。）に基づいて行うものとする。

イ 行政手続法第13条第2項第1号の規定に基づき、当該違反行為により既に生活環境の保全上支障が生じており、緊急に不利益処分を行う必要があるときは、弁明の機会の付与の手続を省略することができるものとする。

(3) 受入停止の内容の決定については、次により行うものとする。

別に定める「施設搬入の受入基準違反に係る不利益処分検討委員会（以下「検討委員会」という。）設置要綱」に基づき、検討委員会を開催し、弁明の機会の結果を考慮の上、不利益処分を行うか否かを決定するものとする。

なお、不利益処分に関する手続きについては、別に定める「施設搬入の受入基準違反に係る不利益処分に関する事務手続要綱」に基づき、手続きを行うものとする。

(4) 受入停止の通知

市長は、前条の受入停止をする場合は、「施設搬入の受入停止通知書」（第3号様式）により、通知するものとする。

(滞納者に対する措置)

第22条 廃棄物処理手数料を滞納している事業者が施設搬入する際、その都度当該廃棄物の処理手数料を指定処理施設で即納等をさせることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次の要綱は、廃止する。

(1) 事業系一般廃棄物（焼却対象物）の施設搬入に関する取扱要綱

別表1 指定処理施設において処理できる廃棄物の性状及び形状

廃棄物の性状及び形状		
紙類	a 紙くず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
木・草類	a 木製品、木くず等	長さ50cm、幅20cm程度に切断してあるもの。
	b 角材、丸太等	長さ50cm、太さ10cm程度に切断してあるもの。
	c おがくず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
	d 枝葉類	長さ50cm程度に切断し、小さく束ねてあるもの。
繊維類	a 繊維くず等	バラ状に切断し、小さく束ねてあるもの。
	b テープ状のもの	長さ1m程度に切断してあるもの。
厨芥類	a 食品残渣	できる限り水分・油分を除去してあるもの。 焼却可能な大きさであること。
その他	上記以外にあっては市の指示によること。	

注 条例第29条第1項に規定する市が処理することができる産業廃棄物に係わる、「市が行う廃棄物処理に支障がないと市長が認める範囲」については、一般廃棄物処理計画に定めるものとする。

別表2 収集運搬業者及び自己搬入事業者（大口）の指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時	排出事業者の所在地 (廃棄物の発生場所)	指定処理施設		
			浮島 処理 センター	堤根 処理 センター	王禅寺 処理 センター
定期搬入	【月曜日から土曜日】 搬入時間 8:00～12:00 12:50～16:00	川崎区	○	×	×
		幸区	○	×	×
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
		麻生区	○	○	○
	【日曜日】 搬入時間 9:00～12:00 12:50～14:45	全区	○	×	×

注1 ○印は搬入することができることを示し、×印は搬入できないことを示している。

注2 年末年始の搬入については、その都度別に定めるものとする。

別表3 自己搬入事業者（小口）の指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時		指定処理施設		
	搬入曜日	搬入時間	浮島 処理 センター	堤根 処理 センター	王禅寺 処理 センター
定期搬入	月曜日から土曜日	8:30～12:00	○	○	○
		12:50～16:00			
定期搬入	日曜日	9:00～12:00	○	×	×
		12:50～14:45			

注1 ○印は搬入することができることを示し、×印は搬入できないことを示している。

注2 年末年始の搬入については、その都度別に定めるものとする。

別表4 臨時搬入する場合の指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時	排出事業者 の所在地 (廃棄物の 発生場所)	指定処理施設		
			浮島 処理 センター	堤根 処理 センター	王禅寺 処理 センター
1回の搬入量が200キログラムを超える場合	月曜日から土曜日 搬入時間 8:30～11:30 13:00～15:30	川崎区	○	×	×
		幸区	○	×	×
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
		麻生区	○	○	○
200キログラム以下の場合	月曜日から土曜日 搬入時間 8:30～11:30 13:00～15:30	川崎区	○	○	○
		幸区	○	○	○
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
		麻生区	○	○	○

注1 日曜日は、全ての施設で搬入はできない。

別表5 一時多量ごみを搬入する場合の指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時		指定処理施設		
	搬入曜日	搬入時間	浮島 処理 センター	堤根 処理 センター	王禅寺 処理 センター
一時多量ごみ	月曜日から金曜日	8:30～11:30 13:00～15:30	○	×	○
	土曜日	8:30～11:30 13:00～15:30	○	×	×

注1 ○印は搬入することができることを示し、×印は搬入できないことを示している。

注2 日曜日は、全ての施設で搬入はできない。

注3 年末年始の搬入については、その都度別に定めるものとする。

注4 一時多量ごみのうち、り災ごみについては「り災ごみの処理に関する取扱要領」に基づき定めるものとする。

別表6 注意書の発行基準

<p>1 次の事項に該当し、3回以上の持帰り指導を受けたにもかかわらず改善が見られないとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属類やコンクリートブロックなど焼却設備及び処理業務に支障を来たすおそれのある廃棄物を搬入しようとしたとき。 ・多量の産業廃棄物など、第10条及び規則第12条の受入基準に反する不適正搬入物が含まれていて、搬入物の総量の3分の1以上の持帰り指導を受けたとき <p>(※1)</p> <p>2 指定処理施設で定める安全基準に従わないとき。</p> <p>3 廃棄物管理票を提出しないとき。</p>

※1 持帰りの重量については、搬入後に計量した重量から第13条の2に基づき計量システムに事前に登録してある車両重量を差し引いた重量とする。

別表7 施設搬入の受入停止要件

<p>1 警告書の発行を受けてから1年以内に注意書の発行基準に該当したとき。</p> <p>2 指定された日までに改善計画書を提出しないとき。</p>

- 1 指定処理施設（処理センター）への搬入は車両（二輪車を除く）に限ります。
- 2 指定処理施設へは、産業廃棄物を搬入することはできません。
産業廃棄物を持ち込まれた場合には、持ち帰っていただくことになります。
- 3 施設搬入に使用する車両の自動車検査証の写しを添えて申請してください。
- 4 1回の搬入制限量は30kg～200kgとなっております。
- 5 申請書は、搬入を希望する指定処理施設に提出してください。
なお、複数の施設への搬入を希望されている場合は、その内の1つの施設に提出してください。

一時多量ごみ申込書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

私は、市が定める搬入基準を順守して分別した一時多量ごみについて、次の内容のとおり、市施設への搬入を申し込みます。

(申込者)

氏 名	(ふりがな)
住 所	
	建物名 号棟 号室
ごみの 排出場所 (住所と同じ場 合は 省略可)	川崎市 区
	建物名 号棟 号室
	(住所と排出場所が異なる場合は、理由をご記入ください。)
申込理由	<input type="checkbox"/> 遺品整理 <input type="checkbox"/> 引越 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に：)
日中連絡可能 な電話番号	()
備考欄	

※事務処理欄
受付番号
減免対象 <input type="checkbox"/>

裏面に続きます ⇒

裏面

下記の事項について、内容がわかる書類(見積書など)を添付するか、または各欄に御記入ください。

(搬入施設までの運搬委任先)

事業者名		電話番号【会社】 (本社・営業所)	
------	--	----------------------	--

(搬入施設等)

搬入希望日	月 日 () 午前 ・ 午後	
搬入希望施設	<input type="checkbox"/> 王禅寺処理センター(ごみ焼却処理施設)	台
	<input type="checkbox"/> 王禅寺処理センター(資源化処理施設)	台
	<input type="checkbox"/> 浮島処理センター(ごみ焼却処理施設)	台
	<input type="checkbox"/> 浮島処理センター(粗大ごみ処理施設)	台

(搬入する廃棄物)

品 名		数 量	品 名		数 量
普通ごみ		(袋 or kg)	粗大ごみ		個数
資源物	空き缶・ペットボトル	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			個数
	空き瓶	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			個数
	使用済み乾電池	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			個数
	ミックスペーパー	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			個数
	プラスチック製容器包装	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			個数
小物金属		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			個数
粗大ごみ		個数			個数
		個数	個数		

※書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙として提出してください。

第4号様式

川崎市指令 第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市長 印

施設搬入の受入停止通知書

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第27条の規定に基づき、貴社の事業系一般廃棄物の施設搬入の受入れについて、次のとおり川崎市全ての処理センターにおいて停止します。

なお、貴社に交付している搬入承認証、搬入証は、 年 月 日までに環境局施設部処理計画課へ返却してください。

- 1 施設搬入受入停止期間
- 2 施設搬入受入停止理由

※この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

環境局施設部処理計画課
電話044-200-2589

〇〇処理センター 所長 宛て

一時多量ごみの搬入について（チェックリスト）

会社名 _____

搬入者氏名（自署） _____

車両番号 _____

私は、____月____日____時に____処理センターに搬入する一時多量ごみについて、次のとおりであることを確認しました。

市民から運搬を委任された家庭系ごみと相違ない。

委任者氏名： _____

市の受入基準に適合している。

有害性のあるもの、引火性のあるもの、危険性のあるものは混入していない。

市の分別品目に従って分別している。

粗大ごみ及び小物金属について、以下の品目をそれぞれ分別している。

- ・ 電気コード（製品に接続するものは切断している。）
- ・ 乾電池・二次電池（製品に付属するものは外している。）
- ・ 電球等（製品に付属するものは外している。）
- ・ 針金ハンガー
- ・ ライター
- ・ ハサミ、包丁、のこぎり等の刃物類
- ・ カセットボンベ・石油タンク等（製品に付属するものは外している。）
- ・ ガラス類（製品に付属するものは外している。）
- ・ 鉄アレイ・ダンベル等
- ・ 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の対象物で、本市が指示するもの

容器、引き出し等はすべて空になっている。

上記内容に誤りがあった場合には、一時多量ごみを持ち帰ります。